

福井県報

第 2326 号
平成 24 年
5 月 11 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

告示

目次

- 県統計調査の告示の一部を改正する告示(二四四・政策統計課)……………一
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(二四五・長寿福祉課)……………一
- 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定(二四六・同)……………二
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(二四七・同)……………二
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退(二四八・障害福祉課)……………三
- 救急業務に係る医療機関の認定(二四九、二五〇・福井保健所)……………三
- 土地改良区の定款変更の認可(二五五・一・丹南農林総合事務所)……………四
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(男女参画・県民活動課)……………四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(県立病院)……………四
- 平成二十四年度毒物劇物取扱者試験の実施(医薬食品・衛生課)……………四
- 平成二十四年度登録販売者試験の実施(同)……………五
- 土地改良区の役員の退任(三件・丹南農林総合事務所)……………五

- 土地改良区の役員の就任(三件・同)……………五
- 土地改良区の役員の退任(二件・奥越農林総合事務所)……………六
- 土地改良区の役員の就任(同)……………六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(警察本部運転免許課)……………六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(同)……………六
- 監査委員告示
- 監査の結果に基づく措置の公表(一一)……………六
- 包括外部監査の事務を補助する者の氏名等(一一三)……………一二
- 公安委員会告示
- 暴力追放運動推進センターに関する規則の規定による届出(五四・組織犯罪対策課)……………一二

告示

福井県告示第244号

県統計調査の告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年5月11日

福井県知事 西川 一誠

県統計調査の告示の一部を改正する告示

示

県統計調査の告示(平成21年福井県告示第187号)の一部を次のように改正する。
表福井県観光満足度調査の項中「毎年9月～12月」を「5月～9月」に、「1年」を「1年(平成24年まで)」に、「9月～12月」を「5月～9月」に改める。

附 則

この告示は、平成24年5月11日から施行する。

福井県告示第245号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年5月11日

福井県知事 西川 一誠

指定居宅サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類	介護保険 事業所番号
大野市社会福祉協議会天神ダイサービスセンター	大野市天神町 7-1 5	社会福祉法人 大野市社会福祉協議会	平成24年 4月 9日	通所介護	1870500061
県民せいきょう ホームヘルプサービス (敦賀)	敦賀市公文名 1 1 捨鷹 4 0 3-1 (市野々 2 丁目)	福井県民生活協同組合	平成24年 4月16日	訪問介護	1870200456

福井県告示第 2 4 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 8 5 条の規定により、次のとおり公示する。

平成 2 4 年 5 月 1 1 日

福井県知事 西川 一誠

指定居宅介護支援事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	介護保険 事業所番号
指定居宅介護支援事業所 リハぶらす元気マナジメント	敦賀市白銀町 1 0 番 1 3 号	有限会社 リハぶらす	平成24年 5月 1 日	1860290053

福井県告示第 2 4 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により、次のとおり公示する。

平成 2 4 年 5 月 1 1 日

福井県知事 西川 一誠

指定介護予防サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類	介護保険 事業所番号
大野市社会福祉協議会天神ダイサービスセンター	大野市天神町 7-1 5	社会福祉法人 大野市社会福祉協議会	平成24年 4月 9日	介護予防 通所介護	1870500061

県民せいきょう ホームヘルプサー 敦賀市公文名 1 1 捨鷹 4 0 3 - 1
ビス (敦賀) (市野々 2 丁目)

福井県民生協同組合

平成24年 4月16日

介護予防訪問介護

1870200456

福井県告示第 2 4 8 号

身体障害者福祉法 (昭和 2 4 年法律第 2 8 号) 第 1 5 条第 1 項の規定により指定されていた医師の辞退を受けたので、身体障害者福祉法施行細則 (昭和 3 4 年福井県規則第 6 1 号) 第 7 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 4 年 5 月 1 1 日

福井県知事 西川 一誠

指定医

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	所在地	辞退日
内科	酒井 麻夫	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7 - 1	H24. 3. 31

福井県告示第 2 4 9 号

救急病院等を定める省令 (昭和 3 9 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定に基づき、消防法 (昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号) 第 2 条第 9 項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 4 年 5 月 1 1 日

福井県知事 西川 一誠

- 区分 救急病院
- 名称 大滝外科胃腸科病院
- 所在地 福井市大願寺 3 丁目 9 番 3 号
- 認定年月日 平成 2 4 年 5 月 1 5 日
- 認定の有効期限 平成 2 7 年 5 月 1 4 日

福井県告示第 2 5 0 号

救急病院等を定める省令 (昭和 3 9 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定に基づき、消防法 (昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号) 第 2 条

第9項の救急業務に係る医療機関から、平成15年5月5日付で、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出の撤回があったので、同令第2条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月11日

福井県知事 西川 一誠

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 医療法人福井愛育病院
- 3 所在地 福井市新保2丁目301番地
- 4 認定年月日 平成24年5月26日
- 5 認定の有効期限 平成27年5月25日

福井県告示第251号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、平成24年5月2日付で武生吉野瀬土地改良区の定数変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年5月11日

福井県知事 西川 一誠

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を総覧に供する。

平成24年5月11日

福井県知事 西川 一誠

- 1 申請のあった年月日 平成24年4月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人ふるさと福井サポートセンター

- (2) 代表者の氏名 北山 大志郎
- (3) 主たる事務所の所在地 福井県三方郡美浜町木野第21号4番地の17
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、ふるさと回帰希望者に対して、地域での暮らしに必要な住居や職に関する情報提供や生活のサポートを行い、定住と潜在を促進して地域の発展と活性化に寄与することを目的とする。

- 3 縦覧に供する期間および場所

- (1) 縦覧に供する期間

平成24年4月17日から平成24年6月16日まで

- (2) 縦覧に供する場所

福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者等について、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年5月11日

福井県知事 西川 一誠

- 1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量

重油(JIS規格1種1号)

1, 300キロリットル

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称

および所在地

福井県立病院経営管理課

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

- 3 落札者を決定した日

平成24年3月26日

- 4 落札者の名称および住所 栄月株式会社 福井県福井市大手2丁目7-13
- 5 落札金額 1リットル当たり 81円60銭
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 平成24年2月7日

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定に基づき、平成24年度毒物劇物取扱者試験(以下「試験」という。)を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「令」という。)第8条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月11日

福井県知事 西川 一誠

- 1 試験日時 平成24年8月7日(火) 午後1時から午後3時まで
- 2 試験場所 福井県立大学 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
- 3 試験科目

- (1) 筆記試験

ア 毒物および劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物および劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては令別表第1に掲げる毒物および劇物ならびに特定品

目毒物劇物取扱者試験にあっては令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ

。)の性質および貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物および劇物の識別および取扱方法

- 4 受験手続 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる写真を添えて、県内居住者は住所を所管する県健康福祉センターに、県外居住者は福井県健康福祉部医薬食品・衛生課に提出すること。
- なお、受験願書は平成24年5月14日(月)より、県内の県健康福祉センターおよび福井県健康福祉部医薬食品・衛生課で配布する。
- (1) 写真(出願前6か月以内に撮影の無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の長さ4cmの大きさで、裏面に氏名および生年月日を記載したもの) 1葉
- 5 受験手数料 10,500円分の福井県証紙(消印しないこと。)を受験願書の所定の箇所にはよう付すること。
- 6 受験願書の提出期間 平成24年5月28日(月)から同年6月1日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は平成24年6月1日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。
- 7 合格発表 平成24年8月27日(月)午前10時に合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および県内の県健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
- 8 その他 受験手続その他試験に関する問い合わせは、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課(福井市大手三丁目17番1号 電話0776-20-0347)または県内の県健康

福祉センターあてに行うこと。

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定に基づき、平成24年度福井県登録販売者試験（以下「試験」という。）を実施するので、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年5月11日

福井県知事 西川 一誠

1 試験日時

平成24年8月26日（日）
午前10時から午後3時まで

2 試験場所

福井大学 松岡キャンパス
吉田郡永平寺町松岡下台月23-3

3 試験方法

筆記試験

4 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

5 受験手続

試験を受けようとする者は、受験申請書に次に掲げる書類等を添えて、県内居住者は住所所在地を所管する県健康福祉センターに、県外居住者は福井県健康福祉部医薬食品・衛生課に提出すること。

なお、受験申請書は、県内の県健康福祉センターおよび福井県健康福祉部医薬食品・衛生課で平成24年5月28日（月）から配布する。

(1) 薬事法施行規則第159条の5第2項に規定する受験資格を有することを証明する書類

(2) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の長さ4cmの大きさで、裏面に氏名および生年月日を記載したもの）

1 葉

6 受験手数料

13,000円分の福井県証紙（消印しないこと。）を受験申請書の所定の箇所にちよう付すること。

7 受験申請書の提出期間

平成24年6月11日（月）から同年6月22日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日は除く。）とし、郵送による場合は必ず書留郵便で行い、平成24年6月22日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

8 合格発表

平成24年9月28日（金）午前10時に合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および県内の県健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

9 その他

受験手続その他試験に関する問い合わせは、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課（福井市大手三丁目17番1号 電話0776-20-0347）または県内の県健康福祉センターあてに行うこと。

鯖江下新庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成24年3月27日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年5月11日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
監 事 奥田 昭三 鯖江市五郎丸町16-25

武生吉野瀬土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成24年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年5月11日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理 事 竹内 浅弘 越前市家久町51-11

” 笹川 和広 越前市家久町71-12

” 笹川 亮 越前市家久町71-2

” 増田 太左衛門 越前市家久町74-16

” 齊藤 弘 越前市下司町9-27

” 石田 勝治 越前市芝原五丁目8-12

” 三田村 則男 越前市芝原五丁目9-30

” 河野 小市郎 越前市本保町10-19

” 富田 健治 越前市本保町24-12

” 手賀 政之 鯖江市上氏家町10-15-1

” 佐々木 亮一 鯖江市上氏家町12-1

” 永田 敬 鯖江市下氏家町14-14

” 永田 栄三郎 鯖江市下氏家町16-7

監 事 横山 嘉右エ門 越前市家久町71-30-1

” 浅尾 信男 鯖江市上氏家町2-9

福井宮崎土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成24年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年5月11日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理 事 中島 喜作 越前町古屋29-7

” 河合 義明 越前町小曾原43-55-3

” 木原 嘉左エ門 越前町小曾原76-19

” 田黒 哲雄 越前町小曾原83-21

” 向富 忠雄 越前町江波21-30

” 上野 哲夫 越前町江波65-2

” 小辻 清孝 越前町江波68-57

” 中西 淳一 越前町広野2-23

” 武藤 吉明 越前町櫻津6-3

” 中西 弘一 越前町八田新保2-41

” 井上 弘道 越前町八田53-17

” 高原 高幸 越前町八田29-50

” 黒田 幹雄 越前町上野18-10

” 安藤 哲夫 越前町大谷10-5

” 佐々木 久吉 越前町蟬口112-9

監 事 古川 英彦 越前町小曾原18-48

” 奥谷 秀興 越前町江波39-40

” 近藤 清隆 越前町櫻津45-17

” 西森 英治 越前町宇須尾15-7

鯖江下新庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成24年3月16日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年5月11日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理 事 福嶋 信次 鯖江市下河端町70-19

武生吉野瀬土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成24年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年5月11日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
理 事 松尾 浩二 越前市家久町51-16

〃	竹内 泰一	越前市家久町71-31
〃	白崎 孝一	越前市家久町75-22-1
〃	増田 太左衛門	越前市家久町74-16
〃	齊藤 弘	越前市下司町9-27
〃	石田 勝治	越前市芝原五丁目8-12
〃	石田 秀雄	越前市芝原五丁目19-15
〃	河野 小市郎	越前市本保町10-19
〃	富田 健治	越前市本保町24-12
〃	手賀 政之	鯖江市上氏家町10-15-1
〃	沢崎 彦治	鯖江市上氏家町10-18
〃	西野 則明	鯖江市下氏家町14-26
〃	永田 栄三郎	鯖江市下氏家町16-7
監 事	岸本 勇一	越前市家久町65-19
〃	高田 泰孝	越前市芝原五丁目19-7
〃	牧野 信行	越前市本保町13-7

福井宮崎土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成24年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年5月11日

役員名	氏 名	住 所
理 事	川嶋 巧	越前町古屋36-52
〃	山内 千明	越前町小曽原5-5
〃	木原 正則	越前町小曽原74-37
〃	滝本 孝男	越前町小曽原76-25
〃	向富 忠雄	越前町江波21-30
〃	上野 哲夫	越前町江波65-2
〃	小辻 清孝	越前町江波68-57
〃	岩原 正吉	越前町広野16-7
〃	武藤 吉明	越前町櫻津6-3
〃	清水 文雄	越前町舟場3-13
〃	井上 弘道	越前町八田53-17
〃	高原 高幸	越前町八田29-50
〃	鷲田 武男	越前町野5-44

〃	横田 市左エ門	越前町宇須尾15-17
〃	山本 政二	越前町寺14-22
監 事	橋詰 盛雄	越前町小曽原32-6-4
〃	奥谷 秀興	越前町江波39-40
〃	近藤 清隆	越前町櫻津45-17
〃	黒田 市村	越前町上野6-甲12

大野市土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成24年1月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年5月11日

役員名	氏 名	住 所
理 事	篠地 守	大野市上舌17-1

大野阪谷土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成24年4月17日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年5月11日

役員名	氏 名	住 所
理 事	坂下 正富	大野市柿ヶ嶋9-21

大野市土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成24年3月29日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年5月11日

役員名	氏 名	住 所
理 事	銅子 正憲	大野市阿難組領家14-74

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第12条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月11日

- 1 落札に係る調達物品の名称および数量
- 電子計算組織に係るデータエントリー業務委託(長期継続契約) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

- 福井県警察本部交通部運転免許課
- 福井県坂井市春江町針原58-10
- 3 落札者を決定した日
- 平成24年3月26日

- 4 落札者の名称および所在地
- (株)ユーワ
- 福井市三尾野町第29号2番地12

- 5 契約金額
- 40,320,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札

- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
- 平成24年2月10日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第12条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月11日

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
- ICカード運転免許証作成用消耗品

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
- 福井県警察本部交通部運転免許課
- 福井県坂井市春江町針原58-10
- 3 随意契約の相手方を決定した日
- 平成24年3月28日

- 4 落札者の名称および所在地
- (株)東芝北陸支社福井支店
- 福井市中央3丁目3番21号

- 5 随意契約に係る契約金額
- (1) カード(新規) 132,740円
- (2) カード(一般) 132,740円
- (3) カード(優良) 132,740円

- (4) 運転経歴証明書用 132,740円
- (5) インクリボン(Y) 25,980円
- (6) インクリボン(M) 25,980円

- (7) インクリボン(C) 25,980円
- (8) インクリボン(黒) 14,180円
- (9) UV-Cリボン(保護膜) 30,780円

- (10) オーバーコートリボン 13,400円

- 6 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約

- 7 随意契約によることとした理由
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当するため

調 査 報 告 書

福井県監査委員会告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

平成24年5月11日

福井県監査委員 山岸 猛夫
 同 鈴木 宏紀
 同 辻岡 俊三
 同 朝山 美樹雄

福井県教育委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	嶺南教育事務所
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 昨年度に引き続き、公共資金前渡職員口座の管理を徹底しておらず、平成23年6月分社会保険料の支出金額を誤ったため、同口座から引落予定の回線使用料が口座引落不能となり、延滞利息(27円)が発生していた。 2 2万円以上の物品の購入について、備品購入費で執行し所定の管理をすべきところ、消耗品費で執行し必要な物品管理手続を執っていないかった。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期的な支払事務については、支出命令書の添付書類に、社会保険料を含めた「公共料金支払確認書」の添付を行い、決裁ごとに支払内容の確認を行う。 また、支払日毎に公共資金前渡職員口座残額の確認をしっかりと行うよう徹底する。 2 当該物品は備品登録を行った。今後は、福井県財務規則等に基づき適正な管理を行う。

監査対象機関	運動公園事務所
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	<p>通信電話料については、支出の原因である事実の存した期間が一年度であるものは、その事実の属する年度で支払うこととされているが、広域スポーツセンター電話料金において、旧年度に存する期間の利用料金を新年度で支出していた。</p>
措置の内容	<p>広域スポーツセンター電話料金の支払について、平成23年度から事実の属する年度で支払う。今後は適正な事務執行に努める。</p>

監査対象機関	武道館
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気料金において、支出の原因である事実の存した期間が二年度にまたがる場合は支払期限の属する年度で支払うこととされているが、新年度で支払うべき駐車場電気料金を旧年度で支払っていた。 2 備品として購入すべき椅子について、消耗品費で購入しており、台帳への登記など備品として適正に管理していなかった。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 駐車場の電気料金について、年度をまたがる使用にもかかわらず、請求書のみ確認して支払ったため、新年度で支払わなければならない電気料金を旧年度で支払っていた。今後は請求書および検針票を確認し、適正な事務執行に努める。 2 備品として購入すべき椅子について、当該物品を備品台帳に登記したうえで、今後は備品として購入すべき物品について、財務規則を遵守し適正な事務執行に努める。

監 査 対 象 機 関	こども歴史文化館
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監 査 の 結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 備品として購入すべき折りたたみテナーグル他について、消耗品費で購入しており、台帳への登記など備品として適正に管理していなかった。 2 工事請負費または修繕料で執行すべき施設改修について、委託料で執行していた。また、修繕料で執行すべき施設修繕の一部を委託料と合算して執行しているものがあつた。
措 置 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 指摘を受けた三点について、すべて備品台帳に登録し、備品シールも貼り終えている。 2 今後は、予算計上課の担当者に相談し、需用費の中で流用をお願いするなどして、適正な区分で執行する。

監 査 対 象 機 関	奥越高原青少年自然の家
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監 査 の 結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 公用車による交通事故(車両損傷1件)が発生し、損害賠償金の支出があつた。 (損害賠償額186,489円) 2 昨年度に引き続き、概算した旅費について、支出命令者による適正な精算手続を執っていないがあつた。 3 2万円以上の物品の購入について、備品購入費で執行し所定の管理をすべきところ、消耗品費で執行し必要な物品管理手続を執っていないがあつた。
措 置 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 日頃より職員に対し自動車の運転時は細心の注意を払い交通規則を遵守するよう指導しているが、特に冬の期の運転についてはさらなる注意喚起を促し、事故が発生しないようにする。 2 精算手続を規則に則り、適正に行うよう徹底する。 3 今後、備品に該当するものは備品購入費で執行するように努め、さらに購入後は台帳管理および備品表示票の貼付を行い適正に管理を行う。

監 査 対 象 機 関	芦原青年の家
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監 査 の 結 果	負担金で執行すべき協議会参加負担金について、旅費で執行していた。
措 置 の 内 容	職員が参加する会議・研修等で負担金が必要となる場合は、所要事項の確認を適正に行うとともに、出納員による財務規則等の適合性の審査等、内部牽制の徹底を図る。

監 査 対 象 機 関	鯖江青年の家
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監 査 の 結 果	電気料金については、支出の原因である事実の存した期間が1年度であるものは、その事実の属する年度で支払うこととされているが、融雪電気料において、旧年度に存する期間の利用料金を新年度で支出していた。
措 置 の 内 容	出納員と会計員が、支出の原因である事実の存した期間を厳密に確認し、その事実の属する年度で支払うよう徹底する。

監 査 対 象 機 関	三方青年の家
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監 査 の 結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 負担金で執行すべき協議会参加負担金について、旅費で執行していた。 2 平成22年11月分および平成23年11月分電話料金について、口座振替の手続をする際に引落口座を誤って指定したため、口座引落不能となっていた。 平成23年11月分については、戻入し別途支払手続をとるべきところ、昨年度に引き続き、適正な手続を行っていないがあつた。また、その際の領収書を紛失していた。 3 昨年度に引き続き、消耗品購入に係る執行同の電算入力を失念し、後日入力し決裁を受け支払っていた。 4 釣銭については、財務規則に定められた手続により保管すべきところ、適正な手続を執っていないがあつた。
措 置 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 今後は負担金の内容を確認し、正しい科目で支出する。 2 複数の職員による支出書類の確認を行い、適正な会計処理を行う。 3 今後は執行同の決裁後に購入することを徹底する。 4 平成23年9月30日から、財務規則に定められた手続により釣銭を保管するよう改めた。

監査対象機関	高志高等学校
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	1 電信電話料については、支出の原因である事実の存した期間が一年度であるものは、その事実の属する年度で支払うこととされているが、電信電話料において、旧年度に存する期間の利用料金を新年度で支出していた。 2 契約金額が50万円以上である教師用指導書の購入において、請書を徴していなかった。
措置の内容	1 電信電話料において、旧年度に存する期間の利用料金は、旧年度で支出することとした。 2 契約金額が50万円以上である物品の購入に際して、請書を徴することとした。

監査対象機関	羽水高等学校
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	修繕料で執行すべきリノグラフィ修理について、手数料で執行していた。
措置の内容	今後はこのような誤りがないよう、十分に精査し、適正な科目によって執行することとする。

監査対象機関	足羽高等学校
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	1 2万円以上の物品の購入について、備品購入費で執行し所定の管理手続を執るべきところ、消耗品費で執行し必要な物品管理手続を執っていないかった 2 契約金額が50万円以上である印刷機の購入において、請書を徴していなかった。
措置の内容	1 物品の購入については、適正な費目での執行を行い、適切な管理を行う。 2 今年度の50万円以上の執行分については、全て請書や契約書を徴収している。今後も適正な会計事務執行に努める。

監査対象機関	敦賀高等学校
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	単価契約による尿検査他について、書面での単価契約書を作成していなかった。
措置の内容	担当者の単価契約書の作成に関する知識不足が原因であったことから、書類の再点検を実施し、今後このようなことがないように職員研修を実施し、再発防止に努めた。

監査対象機関	福井農林高等学校
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	単価契約による心電図・尿検査について、書面での単価契約書を作成していなかった。
措置の内容	一時期に発注する心電図・尿検査の単価契約についても、期間を通して発注する他の単価契約案件と同様に、単価契約書を取り交わして発注することに改めた。

監査対象機関	春江工業高等学校
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	1 電信電話料については、支出の原因である事実の存した期間が一年度であるものは、その事実の属する年度で支払うこととされているが、電話料金において、旧年度に存する期間の利用料金を新年度で支出していた。 2 単価契約による生徒健康診断料について、書面での単価契約書を作成していなかった。
措置の内容	1 支払いにあたっては、事実の属する年度をよく確認し、適正な年度で支払うよう努める。 2 単価契約については、書面での単価契約を行うことを徹底する。

監査対象機関	盲学校
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	履行確認検査については、支払遅延防止法により、検査の時期を書面により約定しないときは完了した旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行うとされているが、自動ドア保守点検業務委託他において、昨年度に引き続き、検査が遅れていた。
措置の内容	今後の履行確認検査においては、支払遅延防止法に基づき完了した旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行うことを徹底する。

監査対象機関	嶺北養護学校
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	1 調光器の修繕料を二重払いし、翌年度に歳入調定し返納させていた。 2 給湯管修繕工事において、工事請負契約書を作成すべきところ、請書を徴していた。
措置の内容	1 今後は支払の進捗管理を徹底し、このようなことのないよう留意する。 2 福井県財務規則第168条及び第169条の規定に基づき、今後工事に係る契約をする場合は、工事請負契約書を作成することとする。

監査対象機関	清水養護学校
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	通信運搬費で執行すべき、郵便切手購入経費を消耗品費で執行していた。
措置の内容	今後は、支出科目に誤りのないよう十分注意するとともに、郵便切手類出納簿と歳出予算差引簿を照らし合わせて執行額の確認を行う等、誤りがないよう留意する。

監査対象機関	財団法人 福井県大学等学術振興基金
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	1 初等中等教育研究奨励事業助成金の支出において、額の確定を誤ったため、148円を過大に支出していた。 2 平成20年度の定期監査において、基金が所有する国債については、満期保有目的の債券等にあたることから、国の公益法人会計基準に基づき償却原価法による評価を行うよう指導したにもかかわらず、改善されていなかった。
措置の内容	1 福井県初等中等教育研究会からの決算額証拠書類を再確認し、平成23年11月18日、決算額を再確定した。これに従い、平成23年11月30日、初等中等教育研究会より、148円の返還を受けた。 2 3年度事業におけるの再発防止策として、実績報告書提出の際に、現地検査における書類確認をさらに強化する。 2 当財団が所有する国債等の評価については、平成24年3月末時点で償却原価法による評価に改める。

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	福井警察署
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	平成21年度行政財産使用許可に係る電気料個人負担金について、平成22年度歳入としていた。
措置の内容	調定決議の際には、歳入の所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者、納付期限等に誤りがないよう確認を徹底し、歳入事務の適正執行に努める。

監査対象機関	福井南警察署
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	公用車による交通事故(物損1件)が発生し、損害賠償金の支出があった。 (損害賠償額 39,423円)
措置の内容	職員に対し、毎朝点検、招集行事等において、天候や交通環境、車両の性能、自己の運転技量等を考慮した安全運転の励行および「安全運転五則」の遵守を指示し、同五則を唱和することにより、安全運転に対する意識の向上を図っている。

監査対象機関	大野警察署
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	1 公用車による交通事故(車両損傷1件)が発生し、損害賠償金および修繕費の支出があった。 (損害賠償額 291,749円 修繕費 259,707円) 2 平成22年度行政財産使用許可に係る電気料個人負担金について、平成23年度歳入としていた。
措置の内容	1 署員に対し、毎朝点検、招集行事等の機会を活用し、「安全運転五則」の唱和およびその日の天候や道路環境等に応じた具体的な事故防止対策の指示を行っているほか、日頃から交通法規の遵守、事故防止、安全運転等について指導教養を実施し、交通事故防止に対する意識の向上を図っている。 2 調定決議の際には、歳入の所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者、納付期限等に誤りがないよう確認を徹底し、歳入事務の適正執行に努める。

監査対象機関	勝山警察署
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	公用車による交通事故(自損1件)が発生し、転落防止用策修繕費および車両運搬費の支出があった。また、当該車両は廃車となっていた。 (転落防止柵修繕299,218円、運搬費47,250円)
措置の内容	職員に対し、毎朝点検、招集行事等において、「安全運転五則」の遵守およびその日の天候や路面状況を考慮した安全運転の励行を指示するなど、安全運転管理に関する指導教養を実施している。また、具体的な事故事例を挙げて、事故防止に関する小集団討議を実施し、交通事故防止に対する意識の向上を図っている。

監査対象機関	あわら警察署
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	駐在所下水道接続工事において、工事請負契約書を作成すべきところ、請書を徴していた。
措置の内容	工事請負にかかる契約の際には、福井県財務規則や福井県工事請負契約約款を遵守し、契約事務の適正執行に努める。

監査対象機関	坂井警察署
監査結果報告年月日	平成24年3月13日
監査の結果	1 公用車による交通事故(物損2件)が発生し、損害賠償金および修繕費の支出があった。 (損害賠償額 136,224円、73,605円 修繕費 85,953円、26,397円) 2 公用車による交通事故(自損1件)が発生し、廃車となっていた。 3 庁舎屋上赤色回転灯新設工事他において、工事請負契約書を作成すべきところ、請書を徴していた。
措置の内容	1. 2 職員に対し、毎朝点検、招集日等において、「安全運転五則」の遵守およびその日の天候や路面状況を考慮した安全運転の励行を指示するなど、安全運転管理に関する指導教養を実施している。また、具体的な事故事例を挙げて、事故防止に関する小集団討議を実施し、交通事故防止に対する意識の向上を図っている。 3 工事請負にかかる契約の際には、福井県財務規則や福井県工事請負契約約款を遵守し、契約事務の適正執行に努める。

監 査 対 象 機 関	鯖江警察署
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成 2 4 年 3 月 1 3 日
監 査 の 結 果	公用車による交通事故(物損1件)が発生し、損害賠償金および車両搬送費の支出があった。 (損害賠償額 209,609円、車両搬送費 5,250円)
措 置 の 内 容	職員に対し、毎朝点検、招集行事等において、天候や交通環境、車両の性能、自己の運転技量等を考慮した安全運転の励行および「安全運転五則」の厳守を指示し、同五則を唱和することにより、安全運転に対する意識の向上を図っている。

監 査 対 象 機 関	敦賀警察署
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成 2 4 年 3 月 1 3 日
監 査 の 結 果	公用車による交通事故(車両損傷1件)が発生し、損害賠償金および修繕費の支出があった。 (損害賠償額 80,866円 修繕費 35,605円)
措 置 の 内 容	全職員に対し、毎朝点検、招集日等において安全運転の励行および「安全運転五則」の厳守を指示し唱和することにより、安全運転に対する意識の向上を図っている。

福井県監査委員会告示第 1 3 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の3第1項の規定に基づき協議が調ったので告示する。

平成 2 4 年 5 月 1 1 日

福井県監査委員 山岸 猛夫
同 鈴木 宏紀
同 辻岡 俊三
同 朝山 美樹雄

第1項の規定による届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。
平成 2 4 年 5 月 1 1 日
福井県公安委員会
委員長 松本 幸太郎

1 変更の届出があった暴力追放運動推進センター
公益財団法人福井県暴力追放センター
2 変更に係る事項
事務所の所在地
変更前 福井市松本三丁目16番10号
変更後 福井市宝永三丁目8番1号
3 変更年月日
平成 2 4 年 3 月 2 3 日

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名および住所

氏 名	住 所
橋本 誠人	福井市宝永1-29-15
笹木 充弘	福井市日之出4-11-29
上坂 誠和	福井市春山2-12-18
渡邊 直樹	兵庫県尼崎市東園田町3丁目53-13
永宮 大輔	鯖江市柳町3-5-29
藤井 宏澄	鯖江市定次町132
安岡 聖知	大野市錦町4-2
北嶋 陽一	あわら市下番22-30-2
木野 仁彦	福井市松本1-20-12
上坂 明美	越前市五分市町5-26三田村方

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間
平成 2 4 年 5 月 1 5 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第 5 4 号

暴力追放運動推進センターに関する規則(平成3年国家公安委員会規則第7号)第3条

平成 二 十 四 年 五 月 十 一 日 印
平成 二 十 四 年 五 月 十 一 日 發

刷 行

発行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號 福井県
福井県福井市手寄二丁目十五一二十七 榎竹下印刷所

☎ 三三二二番